（物件の所有者を特定するための措置）

第十三条　第三条の規定は、令第八条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（土地等権利者確知必要情報を保有すると思料される者）

第十六条　令第九条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第四号イ並びに第五号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで、令第八条第一号から第四号まで及び令第九条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一・二　（略）

三　令第九条第五号に規定する措置をとってもなお当該土地等の権利者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

四・五　（略）

（土地等の権利者と思料される者が記録されている書類）

第十七条　第二条第一項の規定は、令第九条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

２　第二条第二項の規定は、令第九条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。

（土地等の権利者を特定するための措置）

第十八条　第三条の規定は、令第九条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（裁定申請書の添付書類）

第十九条　法第十条第三項第五号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（地域福利増進事業を実施する者（以下この条において「事業者」という。法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあっては、使用権者（同項に規定する使用権者をいう。以下同じ。）。以下この条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号、第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）とする。

一～五　（略）

六　特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物等（法第二条第二項に規定する簡易建築物等をいう。）のうち、法第二条第二項の政令で定める基準に該当するもの（次号及び第三十九条第一項第六号において「朽廃建築物」という。）以外のもの（以下この号及び第三十九条第一項第五号において「簡易建築物」という。）である場合においては、次に掲げる書類

イ　当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類

ロ　当該簡易建築物の写真

七　特定所有者不明土地にある物件が朽廃建築物である場合においては、次に掲げる書類

イ　当該朽廃建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況を記載した書類

ロ　当該朽廃建築物の建築時からの経過年数を明らかにする書類

ハ　当該朽廃建築物の写真

八　法第二条第三項第一号に掲げる事業（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路の整備に関するものを除く。）又は同項第六号に掲げる事業を実施しようとする場合において、長期にわたる土地の使用を要するときは、当該事業により整備する施設と同種の施設がその周辺の地域において不足していることを明らかにする書類

九～十四　（略）

（物件の所有者を特定するための措置）

第十三条　第三条の規定は、令第六条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（土地等権利者確知必要情報を保有すると思料される者）

第十六条　令第七条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ、第四号イ並びに第五号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで、令第六条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一・二　（略）

三　令第七条第五号に規定する措置をとってもなお当該土地等の権利者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

四・五　（略）

（土地等の権利者と思料される者が記録されている書類）

第十七条　第二条第一項の規定は、令第七条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

２　第二条第二項の規定は、令第七条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。

（土地等の権利者を特定するための措置）

第十八条　第三条の規定は、令第七条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

（裁定申請書の添付書類）

第十九条　法第十条第三項第五号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの（地域福利増進事業を実施する者（以下この条において「事業者」という。法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあっては、使用権者（同項に規定する使用権者をいう。以下同じ。）。以下この条において同じ。）が国又は地方公共団体である場合にあっては、第一号、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）とする。

一～五　（略）

六　特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物（法第二条第二項に規定する簡易建築物をいう。第三十九条第一項第五号において同じ。）である場合においては、当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類

（新設）

（新設）

（新設）

七～十二　（略）